

平成29年3月7日

特許庁庁舎 16階特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会

第24回商標審査基準ワーキンググループ議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会	1
2. 商標審査基準の改訂について	1
3. 閉 会	14

1. 開 会

○佐藤商標課長 ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第 24 回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の方々におかれましては、御多忙の中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

○小塚座長 それでは、早速、第 24 回の会合を始めたいと思います。

本日は、議題は 1 つで、「商標審査基準の改訂について」ということになっております。

それでは、事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

○佐藤商標課長 それでは、配付資料の確認の前に、いつものことですが、経済産業省の方針といたしましてペーパーレス化を推進しております。したがって、本日のワーキンググループにおきましても、お手元の議事次第配付資料一覧、委員名簿のほか、資料 1-1、資料 1-2、参考資料 1、参考資料 2 のデータにつきましてはタブレットで御覧いただきまして、座席表、タブレットの使い方につきましてはお手元の紙で配付しております。

まず資料ですが、資料 1-1 は「商標審査基準改訂案(4条)」です。資料 1-2 につきましては「商標審査基準改訂案(5条～その他)」、それから、参考資料 1 といたしまして「商標審査基準改訂案に対するパブリックコメントの結果について」、参考資料 2 としまして「歴史的・文化的・伝統的価値のある標章について」ということでございます。

それから、いつものお願いでございます。御発言をなさる際には、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、マイクを近づけて御発言いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

2. 商標審査基準の改訂について

○小塚座長 それでは、早速、議事の内容に入りたいと思います。商標審査基準の改訂に

については、委員の皆さん御案内のとおり、パブリックコメントが特許庁において行われました。そして、今、事務局から御案内がありましたように、参考資料1にありますような意見が提出されました。それを踏まえまして資料1-1及び1-2という形で、事務局提案としての商標審査基準案が作成されたわけです。

そこで、この基準案とパブリックコメントの主要な内容につきまして事務局から御説明をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○豊瀬商標審査基準室長 それでは、私から資料に沿った形で説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

先ほど座長からもお話がありましたとおり、パブリックコメントを先般1月26日から2月24日に開催いたしまして、意見の提出をトータル49件いただいております。それにつきましては後ほど御説明いたしますが、その意見と並行しまして庁内向けに意見募集を行いました。そして、いただいた意見を踏まえまして、今回、基準改訂案を修正してまいりました。それが資料1-1及び1-2です。こちらをもって、今回の事務局提案とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず初めにおわびですけれども、資料1-2につきまして、直前で落丁が発見されました関係で、今タブレットに格納されております資料1-2が落丁があるものになっております。申し訳ないのですが、タブレットをお配りしている皆様方のお手元には紙で資料1-2が配付されているかと思っておりますので、そちらにつきましては紙で御覧いただけますようお願いいたします。大変申し訳ありませんでした。

そうしましたら、まず資料1-1から修正点を御説明したいと思います。

まず、資料1-1の12ページを御覧ください。4条1項7号の基準でございます、一番下の(5)という項目です。今回修正をいたしました部分は網掛けでお示ししております。こちらは4条1項7号ということで、「社会的相当性を欠くものがある等登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合」となっております。こちらの網掛け部分が、原案では「容認し得ないような場合」ということで「ような」が入っていました。そうした場合に、表現としてはかなり重畳的なものとなっておりますので、そちらをこのような形で修正をしたものです。

次に13ページを御覧ください。同じく4条1項7号でございます、こちらの2. 本号に該当する例の中の③の2行目です。こちらは「おそれがある」という文字を追記したものです。こちらは7号該当例でございます、③の例は歴史上の人物名ということで、

直接的に公共の利益を損なう場合ということではなくて、「おそれがある」場合にも4条1項7号が該当するということで、「おそれがある」という文字を追記したものです。

次に18ページを御覧ください。4条1項10号の規定です。こちらは、1.(2)の中に(イ)という項目がございます。こちらの本文中、2行目の「数か国」という文字が2カ所修正されております。こちらは形式修正でございまして、「か」の文字が片仮名になっておりました。それを平仮名に修正いたしました。これは公用文の用字ということで、その旨修正をしております。

次に20ページを御覧ください。ここからは4条1項11号の規定です。下のほうですが、1.(3)の項目でございまして、本文中の2行目及び3行目に「指定」の文字をそれぞれ追加いたしまして、「指定商品又は指定役務」ということで、1行目の表現ぶりと合わせたものです。こちらも形式的なものです。

次に23ページを御覧ください。こちらも4条1項11号に係る部分でございまして、一番下のほう、(注)の文章ですけれども、「以下の例示は、称呼が類似する例であり」となっております。これは、原案では「称呼についての類否の例であり」となっていたのを修正いたしました。その趣旨といたしましては、これ以降、幾つか例示が記載されておりますけれども、非類似の例がありません。類似の例だけですので、それに合わせる形で「類似する例であり」という旨、修正をしたものです。

次の24ページ、「(例)」という部分が2カ所網掛けになっております。これは、それぞれ「例1」、「例2」となっておりましたものを、数字の部分を削除したものです。これはそれ以降、例えば25ページに出てくる例示と平仄を合わせる形で数字を削除したものです。

次に29ページを御覧ください。(3)観念の類否についての部分でございまして、その2行目です。「おおむね」が原案では漢字になっておりました。これも公用文の用字の関係で平仮名に修正をしたということです。

次に30ページの中央部分です。解説の部分ですが、「当該指定商品に関する我が国の需要者の外国語の理解度からすれば」となっております。これは、原案では網掛け部分が「市場では」となっておりました。「市場では・・・観念を生じる」というような係り受けになっておりましたので、若干文章的におかしいところがありましたので、その旨修正をしたということです。

次に37ページを御覧ください。4条1項11号の一番最後ですが、13.の部分で、こち

らも形式的な修正になります。(1)から(3)が網掛けになっておりますが、こちらは、原案ではそれぞれ①、②、③となっていたものです。これは、基準の中の階層構造の決まり事といたしますか、ルールに従いまして修正をしたものです。

次に39ページを御覧ください。4条1項14号の規定でございまして、2.の見出しの部分です。「品種登録を受けた品種の名称」と修正をしております。これは、原案では「品種登録を受けている」になっていたのですが、それを「受けた」に修正したものです。これは、特に過去形にしたというわけではなくて、1.の1行目であるとか3.の1行目と合わせる形で「受けた」に修正したものです。同じ意味ですので、同じ表現ぶりに修正をしたということでございます。

それから、その基準の中の3.の1行目です。「品種登録を受けた品種の名称については、その登録の存続期間の満了等により育成者権が消滅した後は」と修正をしております。その「の」の部分です。「登録の」の「の」の部分に修正したものです。原案では、「その登録が」になっておりまして、「登録が・・・育成者権が」と「が」、「が」になりますので、「その登録の」というふうに修正をしたものです。

次に46ページを御覧ください。こちらは4条1項16号の規定です。46ページの真ん中より少し上、(3)という項目で、こちらは、店舗名とか商号・屋号等を表すものとして需要者に広く認識されていれば、品質誤認が生じない場合もあるのではないかという御提案をもとに入れた規定ですが、3行目の「認識されており」が修正した部分です。こちらは、原案では「認識され、かつ」ということで、前段部分と後段部分が、それぞれ要件があるかのように見えてしまう。2要件あるかのように見えてしまっておりましたが、これは16号ですので、品質誤認のおそれがないということであれば、そもそも16号には該当しませんので、2要件あるように見える表現はやめて、このように修正をしたものです。

資料1-1については以上です。

続きまして、資料1-2を御覧ください。資料1-2につきましては、最後のほうの47ページの2.で趣旨違背に関する規定です。まず、こちらの見出し部分です。2.の見出し部分に「又は標章」という文字を追記いたしております。趣旨違背につきましては、通常の商標登録出願のみならず、防護標章登録出願も趣旨違背は当然ありますので、商標だけではなくて「標章」という文字を追記いたしました。それから、その下の(1)及び(2)のそれぞれ2行目ですが、「商標登録出願」という文言に改めております。これは、それぞれ「出願」と「登録出願」となっていたのですが、明確化、また、正確を期するた

めに、「商標登録出願」にそれぞれ修正をしたものです。

次の(3)の部分ですが、こちらは今回、追記した部分で、原案では、防護標章登録の更新出願についての規定はありました。現行基準でも、防護標章の更新についての趣旨違背の規定はあったのですけれども、防護の出願について規定されてませんでした。それで今回も漏らしておりました、出願についても、当然趣旨違背に係るものがあるということで(3)として追記したものです。それとともに、適用条項を「第 64 条第 1 項及び第 2 項の趣旨に反する」としております。これは元々「第 64 条第 1 項及び第 2 項に反する」となっていたのですが、今回、通常の商標登録出願の趣旨違背につきましては 3 条の趣旨に反するといいたしましたので、それと合わせる形で「第 64 条第 1 項及び第 2 項の趣旨に反する」ということで規定をしております。

修正した部分は以上です。

続きまして、参考資料 1 です。先ほど、冒頭にも少し申し上げましたが、パブリックコメントの結果についての御報告ということになります。先般 1 月 26 日から 2 月 24 日に開催されまして、意見提出数は 49 件です。団体様から 3 件、個人の方から 7 件いただいております。こちらにつきましては、パブリックコメントの実施主体は特許庁にありますので、御意見に対する考え方については、追って取りまとめをいたしまして、結果についてを御報告するという形になります。ウェブサイト上に公開するという形で御報告をするという形をとらせていただきたいと思います。

それで、いただいた御意見を幾つかかいつまんで御案内申し上げます。別紙のほうを御覧ください。この中で、例えば 4 条 1 項 11 号に係るものとしては項番の 4 です。今回 11 号の中で「総合的観察」という項目を入れましたけれども、その部分についての御意見でございまして、「総合的観察」という規定を入れると、審査官の恣意的な判断に委ねられることになるのではないかと。審査においては、無用の紛争を避けるべく、一定の基準をもって画一的に類否判断が行われるべきであるとか、少なくとも判断要素の一点で類似すると解される以上は、「総合的観察」や「総合的判断」なる理由で後願を登録に導く根拠にすべきではない、こういった意見をいただいております。これにつきましては、我々は現段階でどのように考えるかといいますと、外観・称呼・觀念という「三点観察」ですが、それらを総合的に観察するというのは、既に裁判所においても定着した判断方法であるということ。それから、現行の審査運用でもこれと同様の手法により判断を行っている。三点の要素をいかに判断するかということは、まさに個別に判断するものであり、一律には

判断することができないのではないかと考えております。

続きまして、項番 19 です。ここは、今回新たに規定いたしました出願人と引用商標権者に支配関係がある場合の取り扱いについてでございます。こちらについての御意見としては、この基準が適用になって登録された後願である旨の情報を、公報及びこれに代わるもので開示すべきであるというような御意見をいただいております。これにつきましては今後の検討事項になりますが、例えば J-PlatPat 上で公開されるとかそういった点について、必要性も踏まえて今後検討していくというように考えております。

次に項番 22 ですが、こちらも先程と同様、支配関係がある場合の規定に関する御意見です。「しかし」の段落ぐらいから、支配関係があるとして出願人の商標が登録された後に、株式の売却などにより出願人と引用商標権者の支配関係が解消することがあり得ることから、出願人と引用商標権者に支配関係があるという要件は潜脱されるおそれがある。事後的に支配関係が解消されて、この基準の要件が潜脱されてしまうのではないかとということと、コンセント制度を導入していない現在の審査制度と整合しないのではないかと。それから、この改訂案を活用可能なユーザーを限定してしまうことになり、コンセント制度同様の制度としては疑問が残るというような御意見をいただいております。

これに関しましては、今回この規定を入れた趣旨としては、現行基準で規定されております取引実情説明書が非常に使いにくいというような御意見をいただいております。そうしたことを踏まえまして、審査基準の中でどういったことができるのかということを検討して、新たな対応策として導入したものです。コンセント制度の定義自体もはっきりしていないのですけれども、いわゆるコンセント制度と言われているものですが、それを導入したものではありませんということでございます。ちまたで、よく引用商標権者の方に一旦譲渡して、それから出願人の方が再譲渡を受けるといったようなアサインバックが実際に行われているという実情であるとか、必要性といった実情が需要者に混同のおそれをどの程度与えるかということ踏まえまして、11号における類否判断に影響を及ぼさないと考えられる範囲で導入をした新しい取り扱いで、あくまでもコンセントの導入ではありませんという御回答になるかと思えます。

次に項番の 25 です。こちらも 4条1項 11号の支配関係に係る部分です。11号に規定されています「他人」の概念ですが、親子会社については法的に同一人でないことは明らかである。「すなわち」という段落で、「親子会社は、文言上、4条1項 11号の『他人』に該当するわけだが、これを『他人』から除外して解釈しようというのが今回の改正の趣

旨だと思われる。条文の文言に明らかに反する解釈を、審査基準の改訂で行うことについて疑問を呈する」というような御意見をいただいております。これにつきましては、先ほどの回答と重複するところはあるのですが、取引社会における必要性及び需要者への影響といったことを踏まえまして、11号の中で定める要件を備える場合には、例外的に11号に該当しないという取り扱いを定めたものでありまして、本号における「他人」の解釈であるとか「類否判断」の解釈を変更するという趣旨のものではありませんという御回答になるかと思えます。

それと、4条1項14号でも御意見をいただいております。項番32です。今回14号の中に、成果物については3条1項3号であるとか、あるいは小売であれば3条1項6号に該当する旨を記載したという改訂を行っているところですが、その点に関して、3条1項3号とか6号だけではなくて、16号に該当するか否かについても明記すべきではないかといった御意見をいただいております。この点に関しましては、14号の基準上は、3号、6号の場合について注意的に記載したものです。他の条文が適用される余地を排除したという趣旨ではありませんので、ここの点につきましては、今後、商標審査便覧のほうで、どういったケースについて16号に該当してくるのかということも踏まえて記載していくということを現在考えております。

主な御意見について御紹介いたしました。

今回の事務局提案として、先ほどの資料1-1及び資料1-2というところに、今のパブリックコメントの御意見が反映される形で修正をしております。それをもって事務局提案とさせていただきます。以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。このワーキンググループでずっと御審議いただきました商標審査基準案が、こういう形で最終形になってまとめられました。パブリックコメントを踏まえた修正、それから、それ以外の点で事務局がお気づきになった修正を加えて御提案いただきましたが、皆様から、忌憚のない御意見をいただきたいと思えます。

一応、資料が2つに分かれておりますので、この資料別にご発言を承りたいと思えますが、まず資料1-1、4条関係で何かお気づきの点、御指摘等ありましたら、どなたからでも御発言いただけますでしょうか。あるいはパブリックコメントの中で、これは取るべきであったとか、そのような御指摘等もありましたらどなたからでも、また、どの号に関するものでも御発言ください。いかがですか。

特段、御意見がないということによろしいですか。あるいは前回、御意見をいただいた

ところについて、修正されていると私は思いますけれども、何か修正漏れ等、お気づきの点はありますか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、資料1-2のほうに記載されました商標法5条以下のところ、従来の趣旨違背とされていた部分まで含めまして、これに関し御指摘、御発言等ありましたら、御遠慮なくお願いいたします。

いろいろな団体とか個人の皆様からいただきましたパブリックコメントについて、一部は、それを受けて修正されておりますけれども、特に原案を修正するほどの必要性はないのではないかという判断に至ったものも多数ありますが、それらも含めまして何かお気づきの点、御指摘等ありますでしょうか。

よろしいですか。もし、特に御異存がないようですと、今、事務局提案としていただきましたけれども、これをワーキンググループとして了承するという形になりますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○小塚座長 ありがとうございます。それでは、そのように決定をさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、資料1-1及び1-2につきましては原案どおり、事務局提案どおり、ワーキンググループとして了承したということにさせていただきます。

それから、参考資料1のパブリックコメントにつきましては、特許庁の責任で個々のコメントに回答するというようになっておりますので、それは特許庁のほうで御回答を作っていただけのもので理解をしております。ありがとうございました。

それでは、次に参考資料2というものがありますので、これについて事務局から御説明を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○豊瀬商標審査基準室長 それでは、参考資料2を御覧ください。こちらは、前回のワーキンググループで概要を御説明させていただいたところではありますが、それについて、もう少し詳しい形で、今回方向性についてお示しし、御了承いただいて、将来的には商標審査便覧に記載したいということで考えているものです。では、資料を説明させていただきますと思います。

歴史的・文化的・伝統的価値のある標章についての取扱い(案)ということでございまして、背景といたしましては、建造物であるとか絵画、彫刻、工芸品といったものの中には、

歴史的・文化的・伝統的な価値を有するものも多数存在します。例えば、条約では世界遺産条約で保護されているものであったり、国内に目を転じれば、文化財保護法のような法令によって保護されているものもあります。そういったものだけではなくて、古くから親しまれている楽曲や俳句のフレーズ、あとは花押とか落款といった歴史的な価値を有するもの、諸々のものが存在します。そういった中で、文化財等の名称であるとか外観というものについて、商標として保護されているのかということ、必ずしもそういった法律の規定もありませんし、基準等でも規定がされていないところです。

文化財については、国家にとっても、地方にとっても非常に重要な資産、資源でありますし、例えば地域おこしなどにも利用されているといった実態もあります。ということで、商標として、いかにこれらの名称であるとか外観、例えば図形ですが、そういったものについて保護していくのかというものを規定していけばいいかなと考えております。

過去には、「歴史上の人物名」などのように個々の対象物について規定した取り扱いは存在しますが、こういった考えで横断的かつ網羅的な形で規定しているというようなものは存在しませんので、そうした観点からも、このような取り扱いを作っていくことは非常に有用なのではないかと考えております。

次の2ページですが、ここには、比較的ざっくりではあるのですが、考え方が整理されております。

まず(1)としては、文化財等の名称であるとか、そういったものが周知・著名であるという中で第三者が剽窃的に出願したような場合には、公序良俗を害するおそれがある場合もあるのではないかと。 (2)としては、特定の者が管理、所蔵しているという中で、関係ない第三者が使用することによって出所の混同を生ずるおそれがある場合には、4条1項10号であるとか15号といった条項にも該当し得る場合があるのではないかと。それで、不正の目的があるような場合は19号の該当性も考えられる。(4)としては、これは4条1項6号ですけれども、寺社であるとか仏閣のような場合、例えば宗教法人が管理しているような場合には、公益団体を表す標章である場合もありますので、著名性を要件に6号に該当し得るようなケースもあるのではないかと。

一方で識別力の観点から、(5)ですが、指定商品・役務との関係では、観光地を表すものとして需要者に認識されている場合もあるのではないかと。例えば何とか国立公園とか、そういった地名を表すものとして認識されている場合には、商品や役務との関係においては3条1項3号に該当してくるような場合もあるかと思っております。また、デザインである

とか模様としか認識されないような場合、商標としては機能していない場合については、3条1項6号に該当し得るケースも出てくるのではないかと、というような非常にざっくりとした整理ではあるのですが、こういった方向性を持って、今後、商標審査便覧の中に規定していきたいと考えております。検討に当たっては、皆様方と適宜意見交換等をさせていただきながら進めさせていただければいいかなということで考えております。

簡単ではありますが、御説明は以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。本件の取り扱いにつきましては、今御説明がありましたように、便覧記載事項ということなので、厳密に言えば当ワーキンググループのマネデート外であるかもしれませんが、ぜひこの機会に御意見を承りたいということですので、こういう方向について委員の先生方がどうお考えになるか御自由に御発言をいただけたらと思います。どなたからでも結構ですが、いかがですか。

いろいろと実務的にはお悩みのところではないかと思いますが、どなたか御意見をお持ちの先生はいらっしゃいますか。

小川先生、お願いします。

○小川委員 このような方向で結構かと思えます。審査官によって登録にしたり、拒絶にしたりということが出ること自体は好ましくありませんので、適正な商標行政として、こういう統一した形でやるという方向性は支持したいと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかの先生方はいかがですか。

外川先生、お願いします。

○外川委員 私も、原則としてはこれでいいのではないかと思います。

ただ、7号みたいな何でも使えるというものを、列挙の最初に書いてあるのですけれども、適用の順番というのは、内部的には少しルールを決めておいたほうがいいのではないかと。順番を決めたほうがいいかもしれないという感想です。全体としては賛成です。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかはいかがですか。あるいは細かいところでも結構ですが。

お願いします。

○本田委員 私も、方向性については全く異論はありません。それで、細かいところかもしれないですけども、建造物、絵画、彫刻、工芸品などというところで、先ほど御説明がありました家紋とか俳句といったものが入るということであればそのまま、どういうタ

ーゲットをこの範囲に入れるのかというところを明確にいただければ私もよいかと思
います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。口頭でおっしゃった方が、若干、文章で書かれたものよりも詳しくかったですね。

そのほかの先生方はいかがですか。

林先生、お願いします。

○林委員 私も賛成です。今回の御意見の概要の別紙にもありますとおり、基準のほうは、このたび 46 年ぶりの全部改訂ということで、全体的に、今までのものと比べると本当に様変わりしたといってもいいのではないかと思うように、座長を初めとする皆様の御苦労の賜物だと思いますが、バージョンアップいたしました。

あとは、御意見募集の最後の 49 項にもあるとおり、便覧と基準の役割については、必ずしも明確な線引きというものはないと思いますが、本件につきまして便覧の中で扱うということであれば、またその内容についても何らかの意見聴取の機会というのがあるところしいのではないかと思います。

今、本田委員からもお話がありましたように、実務的なニーズも、きっと家紋などはあると思いますので、そういった意見聴取の機会を設けていただいて、便覧の中に予測可能性が明らかになるような形で導入されていくとよろしいかと思います。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほか御発言はありますか。

大西先生、どうぞ。

○大西委員 大筋としては賛成なのですが、便覧に記載するという事になると、おそらく基準以上に細かく書かれることになるのかなと思っております。意見交換の機会を設けてくださるということですが、十分に時間をおとりいただいて、意見を申し上げることができればありがたいと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

加藤先生、お願いします。

○加藤委員 (2)あるいは(3)に該当するような、「文化財等を管理、所蔵する者が存在する場合」という場合に、それであっても(5)のような、いわゆる観光地を表すものとし

て認識されているといった、識別力なしといった拒絶理由が出される場合もあるのかなと思っておりまして、この辺の調整といいますか、そこら辺に興味というか、少し今後考えていきたいなと思っているところです。

全体的な流れとしましては、原則として賛成したいと考えております。

○小塚座長 ありがとうございます。

そのほかに御発言はありますか。

座長ではなく一委員として発言をさせていただきますと、皆さんも、この後意見交換の場を通じてというようなことについて何人かの委員の先生から御発言がありましたけれども、私もこの案を拝見しますと、どの条文が適用があり得るかということは書いてあるのですが、具体的にそれをどう考えていくかということは、今のペーパーの段階では、まだはっきりとは見えないような気がしますので、そこは、今後もう少し詰めていただく必要があるのではないかという印象を持ちました。

以上は一委員としての意見ですが、また座長の立場に戻りまして、そのほかはいかがですか。

大体、今伺ってありましたところは、こういう取り扱いについて、歴史的・文化的・伝統的価値のある標章について、いわば特出しした取り扱いを考えるとということ、それから、それについてある程度の指針を設けるということについては、おおむね御賛同をいただきました。細かいことについては、さらに詰めるべき点があるであろうということと、それを踏まえて今後の関係者との意見交換の機会を十分にとっていただきたい。大体そのようなことかと思いますが、そのほかに付け加えて御発言はありますか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そういうことでまとめさせていただきますと、また特許庁におかれましては、そういうことを受けとめて、さらに検討を進めていただきたいと思います。

それでは、以上で本日の議題はすべて尽きておりますので、議論はこれにて終了させていただきます。どうもありがとうございました。

今後の段取りにつきまして、商標課長のほうから御説明をいただけますか。

○佐藤商標課長 本日も御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。本日、御審議いただきました商標審査基準改訂案につきましては、事務局にて小塚座長と相談の後、庁内の所定の手続を経た上で早期に特許庁のホームページにて公表させていただきます。

以上です。

○小塚座長 ありがとうございます。それでは、そのようによろしく願います。

最後に、審査業務部長から御挨拶をいただけるということですので、よろしく願います。

○三木審査業務部長 小塚座長を初め委員の皆様、年度末のお忙しい時期にもかかわらずお集まりいただきまして、御審議をありがとうございました。

このワーキンググループにおきましては、2年間かけて審査基準の全面改訂をするということで、昨年度、商標法第3条の登録の部分を中心に御議論をいただいて、今年度は、第4条を初めとしまして不登録事由を中心に、全面的な見直しの総仕上げということで御審議をいただきました。

振り返りますと、今年度は昨年5月から、今回を含めまして8回御審議をいただきました。裁判例をうまく実務運用の中に取り込んでいく、あるいはいろいろな利用上の問題等について、さまざまな角度で御審議をしていただいて御意見を頂戴し、いい改訂案としてまとめることができたと思っております。委員の皆様方には、本当に精力的な御審議をいただきまして、審査基準の表現ぶりまで見ていただいてありがとうございます。

実は去年の夏ごろですか、私がここへ参りまして、当時、月に一回のペースでこのワーキングをやっております、2時間の枠におさまりにくいぐらい活発な御意見をいただいて、本当に年度末までにまとめられるのだろうかということで非常に懸念をしておりました。今回の審査基準改訂自体は、政府全体の知財推進計画の中で、国内外のユーザーにとって明確で、かつわかりやすい審査基準とするという大命題で、特許庁の中でもいろいろ議論をいたしまして、裁判事例をどこまで取り込んで書けばいいのかとか、あるいは事例をなるべくわかりやすく掲載しようではないかということでございました。きょうも御意見がありましたけれども、やはりユーザーの皆様から見てわかりやすい予測可能なものにするという一方で、すべてのケースを書き分ける、全部列挙するというのはなかなか難しく、そのバランスをどうとるかというところで非常に悩んできたわけです。夏ごろに月一回のペースでやっておりましたけれども、事務局として生煮えの資料で、またいろいろ御指摘をいただいて手戻りというようなことでは申し訳ございませんので、少し中でも議論をし、また委員の皆様方と、この審議会の場合だけではなく、いろいろな御意見を頂戴するような形で御意見を踏まえて、最後は小塚座長にまとめていただいたということでございまして、本当にありがとうございました。

今回の結果につきましては、商標課長から申し上げましたとおり、パブリックコメントを行って今回で御了承いただいたということでございますので、4月1日から運用できるように、また審査基準について、制度ユーザーの方々にもしっかりと周知をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

小塚座長を初め委員の皆様におかれましては、この2年間、さらにはその前に新商標の御議論もいただきましたので、3年間にわたり熱心に御議論をいただきまして、この場をおかりして、改めまして御礼を申し上げたいと思います。ちなみに、新商標につきましては先月末で、色彩のみの商標についても第1号の登録査定をしましたので、ようやくライナップがフルにそろったという状況を御報告させていただきたいと思います。

釈迦に説法でございますけれども、商標自体は、ビジネスとともに変わり得ると思っております。今回、全面改訂ということで大幅に変更させていただいたわけですが、これで満足せずに、やはり商標をめぐるビジネス環境の変化、あるいは企業側のブランド戦略の変化等々を踏まえて、随時、また必要があれば見直しを行ってまいりたいと思っております。引き続き御指導のほど、お願いを申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○小塚座長 どうもありがとうございました。

それでは、予定の時刻よりは十分早いのですが、これをもちまして、第24回の商標審査基準ワーキンググループを閉会させていただきたいと思っております。

審査業務部長の発言にも既にありましたけれども、毎回、お忙しい中を先生方にお集まりいただきまして、また活発な御意見をいただきましてありがとうございました。おかげさまで、私の拙い進行にもかかわらず、商標審査基準——まだ現在、案ですが——をこのように確定することができまして、4月1日から実施できる見込みとなりましたこと、座長としての私からも改めて御礼を申し上げたいと思います。本当にどうもありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会とさせていただきたいと思っております。お疲れさまでした。ありがとうございました。

3. 閉 会